

各 位

会社名 プレミアグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 柴田 洋一
(コード番号: 7199 東証プライム市場)
問合せ先 取締役執行役員 CFO 金澤 友洋
(TEL. 03-5114-5701)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月24日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月23日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 160,000株
(3) 処分価額	1株につき1,938円
(4) 処分総額	310,080,000円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く） 3名 75,000株 当社の取締役を兼任しない委任型執行役員 10名 85,000株（注） （注）85,000株うち、業績条件が付された株式75,000株、業績条件が付されていない株式10,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、2026年6月24日開催の第11期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）で承認を得られることを条件に、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、経営陣の業績達成へのコミットメントのより一層の向上を目的に、対象取締役を対象とする既存の譲渡制限付株式報酬制度について業績条件を付加できるよう見直しを行い、報酬枠を改定するとともに、譲渡制限付株式の付与を現物出資財産としての金銭債権の給付を要しない方法により行うことを可能とするための必要な改定を行うことを決議しました（以下、改定後の譲渡制限付株式報酬制度を、「本制度」といいます。）。加えて、当社は、かかる取締役会決議にあたり、本制度に関する議案が本株主総会において承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「対象執行役員」といい、対象取締役とあわせて「割当対象者」と総称します。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することとしておりました。そして、本株主総会において、本制度に関し、譲渡制限付株式報酬制度に業績条件を付加できるようにしたうえ、対象取締役に対して支給する報酬を、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、本制度に基づき、対象取締役に対して、支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額500百万円以内、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年150,000株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当てを受けた日より、当社又は

当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が、対象取締役に対しては、報酬等として現物出資財産としての金銭債権の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）又は報酬等として金銭債権を支給し、対象取締役が当該金銭債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）により、また、対象取締役以外の割当対象者に対しては現物出資交付により、当社の普通株式の発行又は処分をする制度です。

当社は、当該発行又は処分に当たり、割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、対象取締役への割当てが無償交付による場合、1株当たりの当社の普通株式の額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

また、割当対象者への割当てが現物出資交付による場合、割当対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

今回は、指名報酬委員会への諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の経営環境及び業績、各割当対象者の職責の範囲、並びに今後の事業拡大における役割の重要性等を総合的に勘案し、各割当対象者の企業価値向上に向けた貢献意欲及び更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、本制度に基づき、対象取締役に対し、金銭債権合計145,350,000円、対象執行役員に対し、金銭債権合計164,730,000円（以下「本金銭債権」といいます。）を付与し、本金銭債権の現物出資に基づく本自己株式処分により、対象取締役に対しては75,000株、対象執行役員に対しては85,000株の普通株式合計160,000株を付与することといたしました。なお、このうち、対象取締役に対して付与される譲渡制限付株式及び対象執行役員に対して付与される譲渡制限付株式の一部は、一定の業績目標の達成を譲渡制限解除の条件としており、具体的には、2027年3月期における連結損益計算書に記載される税引前利益が前年比100%以上となることを業績条件とする譲渡制限付株式報酬Ⅰ及び当社の取締役会が予め定める2027年3月期の税引前利益の目標達成を業績条件とする譲渡制限付株式報酬Ⅱから構成されます。

その内訳は以下のとおりです。

・業績条件付株式

金銭債権 合計 290,700,000円（うち対象取締役 145,350,000円、対象執行役員 145,350,000円）

普通株式 合計 150,000株（うち対象取締役 75,000株、対象執行役員 75,000株）

うち、譲渡制限付株式報酬Ⅰ 金銭債権 合計 96,900,000円

（うち対象取締役 48,450,000円、対象執行役員 48,450,000円）

普通株式 合計 50,000株

（うち対象取締役 25,000株、対象執行役員 25,000株）

うち、譲渡制限付株式報酬Ⅱ 金銭債権 合計 193,800,000 円
(うち対象取締役 96,900,000 円、対象執行役員 96,900,000 円)
普通株式 合計 100,000 株
(うち対象取締役 50,000 株、対象執行役員 50,000 株)

- ・非業績条件付株式
金銭債権 合計 19,380,000 円、普通株式 合計 10,000 株

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者 13 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される割当契約（以下「本割当契約」といい、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

(i) 業績条件付株式

2026 年 7 月 23 日（以下「本処分期日」といいます。）から割当対象者が当社若しくは当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人（非正規雇用の使用人を含む。）、顧問若しくは相談役その他これに準ずる地位（以下、譲渡制限期間中に割当対象者が在任又は在職しているこれらの地位を「本役務提供に係る地位」といいます。）のいずれの地位をも退任若しくは退職する時点の直後の時点までの期間又は本処分期日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出された時点のいずれか遅い時点までの期間（以下「本譲渡制限期間（業績条件付）」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

(ii) 非業績条件付株式

本処分期日から 2031 年 7 月 22 日までの期間又は本処分期日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出された時点のいずれか遅い時点までの期間（以下「本譲渡制限期間（非業績条件付）」といい、「本譲渡制限期間（業績条件付）」と総称して「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

(2) 譲渡制限の解除条件

(i) 業績条件付株式

対象取締役については、対象取締役が本処分期日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間、対象執行役員については本処分期日からその後最初に到来する任期満了日（疑義を避けるために付言すると、割当対象者の任期が途中で延長された場合には、延長後の任期満了日とする。）までの期間（以下「本役務提供期間（業績条件付）」といいます。）中、継続して本役務提供に係る地位のいずれかの地位にあったこと、かつ、割当対象者は当社の取締役会が予め定める以下の各業績条件が達成されたことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間（業績条件付）の満了時点で譲渡制限を解除する。

《業績条件》

譲渡制限付株式報酬Ⅰ：2027 年 3 月期の税引前利益が前年比 100%以上となること

譲渡制限付株式報酬Ⅱ：当社の取締役会が予め定める 2027 年 3 月期の税引前利益の目標達成

(ii) 非業績条件付株式

本譲渡制限期間（非業績条件付）中、継続して本役務提供に係る地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間（非業績条件付）の満了時点（以下「本役務提供期間（業績条件付）」と総称して「本役務提供期間」といいます。）で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、割当対象者が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

(i) 譲渡制限の解除時期

a. 業績条件付株式

割当対象者が、本役務提供に係る地位のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、本譲渡制限期間（業績条件付）が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

b. 非業績条件付株式

対象執行役員が、本役務提供に係る地位のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、退任又は退職した直後の時点をもって譲渡制限を解除する。

(ii) 譲渡制限の解除対象となる株式数

a. 業績条件付株式

割当対象者は、(i) で定める当該退任又は退職時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該退任日又は退職日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

b. 非業績条件付株式

(i) で定める当該退任又は退職時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該退任日又は退職日を含む月までの月数を本譲渡制限期間（非業績条件付）に係る月数で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得及び利益の返還

(i) 業績条件付株式

当社は、本譲渡制限期間（業績条件付）が満了した時点で、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、当社は、本譲渡制限期間（業績条件付）中に、割当対象者について、(i) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合、(ii) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、(iii) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、(iv) 正当な理由なく、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職し、譲渡制限付株式報酬制度の受給資格を喪失した場合、(v) 法令、当社の社内規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合には、本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

加えて、当社は、本譲渡制限期間（業績条件付）中に、(i) 当社の事前の承諾なく割当対象者が当社グループの事業と競業する業務に従事した場合、(ii) その他本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合には、当社から割当対象者への書面通知により、本割

当株式の全部について、当然に無償で取得する。

前記にかかわらず、当社は、各業績条件が達成されなかった場合にも、各業績条件が達成されないことが明らかになった直後の時点で、本割当株式の全部を、当然に無償で取得する。

なお、当社は、譲渡制限が解除された後であっても、本譲渡制限期間（業績条件付）中の割当対象者の行為に関し、法令、当社の社内規程又は本割当契約に重要な点で違反していたと当社の取締役会が認めた場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当したことが判明し、当社の取締役会が割当対象者に譲渡制限の解除が行われた本割当株式を返還させることが相当であると認めた場合には、本割当株式の全部について、当然に無償で取得し、割当対象者が本割当株式の全部を返還することができない場合には、当社は、割当対象者に対し、取締役会の決議に基づき、割当対象者が本割当株式により得た利益に相当する金額の返還を請求する等、当該本割当株式の返還に代わる合理的な代替措置を課すことができる。

(ii) 非業績条件付株式

当社は、本譲渡制限期間（非業績条件付）が満了した時点で、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、当社は、本譲渡制限期間（非業績条件付）中に、対象執行役員について、(i) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合、(ii) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、(iii) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、(iv) 正当な理由なく、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職し、譲渡制限付株式報酬制度の受給資格を喪失した場合、(v) 法令、当社の社内規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合には、本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

加えて、当社は、本譲渡制限期間（非業績条件付）中に、(i) 当社の事前の承諾なく対象執行役員が当社グループの事業と競業する業務に従事した場合、(ii) その他本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合には、当社から対象執行役員への書面通知により、本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

なお、当社は、譲渡制限が解除された後であっても、本譲渡制限期間（非業績条件付）中の対象執行役員の行為に関し、法令、当社の社内規程又は本割当契約に重要な点で違反していたと当社の取締役会が認めた場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当したことが判明し、当社の取締役会が対象執行役員に譲渡制限の解除が行われた本割当株式を返還させることが相当であると認めた場合には、本割当株式の全部について、当然に無償で取得し、対象執行役員が本割当株式の全部を返還することができない場合には、当社は、対象執行役員に対し、取締役会の決議に基づき、対象執行役員が本割当株式により得た利益に相当する金額の返還を請求する等、当該本割当株式の返還に代わる合理的な代替措置を課すことができる。

(5) 組織再編等における取扱い

(i) 業績条件付株式

割当対象者は、本譲渡制限期間（業績条件付）中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、各業績目標が達成されたことを条件として、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間（業績条件付）に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(ii) 非業績条件付株式

本譲渡制限期間（非業績条件付）中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本譲渡制限期間（非業績条件付）に係る月数で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、割当対象者が野村証券株式会社開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,938円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上